議員提出意見書案第１３号

東京電力株式会社から支払を受ける賠償金への非課税を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成16年須賀川市議会規則第1号）第8条第2項の規定により提出します。

平成２５年１２月１９日

総務常任委員長　　相　楽　健　雄

須賀川市議会議長　　市　村　喜　雄　　様

東京電力株式会社から支払を受ける賠償金への非課税を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故によって故郷を離れ、県内外への避難を余儀なくされている15万人を超える人びとは、いまだに帰還のめどさえ立っておらず、風評被害に遭った事業者等にあっては、営業の再開はもちろん日々の経営の維持にさえ依然として困難を来している状況である。

現在、福島原発事故の被害者に対しては、東京電力株式会社から不十分ながら損害賠償金が支払われているが、一方で、国税庁においては「営業損害のうち減収分（逸失利益）に対するものは課税対象」としている。

2010年に宮崎県で家畜が口蹄疫に感染し多くの農家に被害が出た際には、国が支給した手当金等について非課税とする法案が施行されている。水俣病やオウム真理教事件の被害者に対する手当金についても法律で非課税となった事例もある。

多くの事業者や病院、農家等に対し、損害賠償金に見合わない重税が課せられれば、福島の産業や雇用、福祉・医療等の再建・復興に大きな障害となることが懸念される。

こうした趣旨から、個人・法人を問わず東京電力株式会社から受け取る賠償金について、全て非課税とする法的措置を講ずることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成２５年１２月　　日

須賀川市議会議長　　市　村　喜　雄

内閣総理大臣
財務大臣　　宛